| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は意見・指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　監査の結果及び意見 | | | |
| 第５．その他の住宅・まちづくり政策について | | | |
| １．「府営住宅ストック総合活用計画」（計画期間　平成23年度から平成32年度まで）の進捗等について | | | |
| (4)建設仮勘定の精算処理及び公有財産台帳登録について  【住宅まちづくり部】 | 建設仮勘定の精算や公有財産台帳の登録に関し、適切な処理が行われるよう、精算及び登録に係るチェック体制を強化するとともに、平成25年度までに事業完了しているものに関して精算漏れがないか網羅的に検証し、必要な修正を行う必要がある。（指摘事項５）  建設仮勘定の精算や公有財産台帳の登録について数件を抽出して検証した限りでも、精算漏れや登録誤りが見受けられた。建設仮勘定は適時正確に精算され、正確に公有財産台帳の登録がなされなければ、決算作業を遅延させる原因ともなるうえ、新公会計の財務諸表における計上額を誤ることとなるため、精算時点でのチェック体制を強化する必要がある。公有財産台帳の登録については、供用開始日や耐用年数の登録まで正しく行われなければ、減価償却費の計上額も誤ることとなるため、登録後のチェック項目を定め、確実にチェックする必要がある。  また、過年度に事業が完了し、建設仮勘定を精算した際に当該事業に係る支出全てが精算対象とされず、一部の支出が精算漏れとなっている。建設仮勘定の内訳を精査し、平成25年度以前に精算すべきであったものを精算し、公有財産台帳を修正する必要がある。今後は、事業ごとの建設仮勘定の管理を徹底するとともに、決算の都度、未精算残高の内訳が継続事業に係るもののみとなっているかを検証することとされたい。 | ・建替事業等を実施する団地ごとに管理表を作成し、それを元にして建設仮勘定の精算と公有財産台帳の登録を行うようにした。  ・平成25年度以前の精算漏れの事業については、平成27年度の決算において精算を行った。 | （過去に措置済み）  措置 |